平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年四月十五日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百二号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「第九条」を「第八条」に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（法第八条の政令で定める都道府県）

第三条　第一条の激甚災害についての法第八条第一項の政令で定める都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、三重県及び高知県とする。

2　第一条の激甚災害についての法第八条第二項の政令で定める都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　直人
財務大臣臨時代理
国務大臣　玄葉光一郎
農林水産大臣　鹿野　道彦

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）